

3 医療福祉費支給制度（マル福）について

マル福は、健康保険証を利用して医療機関を受診した際に、その医療費の一部が助成される制度です。

■ マル福の対象となる方／申請方法

市内に住所を有し、健康保険に加入している方のうち、下表の「対象者」に該当する方が対象です。

種類	対象者（※1）	申請場所／時間	申請に必要なもの
マル福 受給者証	次のいずれかに該当する方 ・ 高校生相当年齢（※2） までのお子さん ・ ひとり親家庭の親と そのお子さん ・ 重度の心身障がいのある方	【場所】 国保年金課 ☎ 82 - 2911 (内線 336・337) 【時間】 土・日・祝日を除く毎日 (8:30~17:15)	<< 全員 >> <input type="checkbox"/> 受給される方の健康保険証 <input type="checkbox"/> 印かん（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> その他、別に指定するもの（※3） << 転入された方 >> <input type="checkbox"/> 所得課税証明書（扶養人数のわかるもの） ※ 1月1日に居住していた市町村から発行

※1 一部、所得制限等の要件があります。詳細は、国保年金課でご確認ください。

※2 高校生相当年齢とは、「中学卒業後の最初の4月1日から、18歳の誕生日後の最初の3月末日まで」を指します。

※3 申請の内容によって異なりますので、事前に下記へご確認ください。

■ マル福を利用した時の自己負担額

- ① 外来 600円/日（1つの医療機関で、月2回まで）
- ② 入院 300円/日（1つの医療機関で、月3,000円まで）
- ③ 薬局 自己負担なし

※ 重度の心身障がいのある方は、自己負担はありません。

<<助成対象外のもの>>

- 健康保険が適用されない医療費
(例) 食事費用、差額ベット代 など
- 自費扱いとなるもの
(例) 健康診断、定期健診、予防接種、
文書料、薬の容器代 など

■ マル福受給者証の更新

1年に1度、資格の更新があります。（妊産婦は除く。）

更新時には、前年の収入状況を確認しますので、**収入がない方であっても**確定申告または住民税申告をお願いします。

<<受給者証更新の時期>>

- 中学3年生までのお子さん …… 誕生日翌月の初日（1日生まれは誕生月）
 ※平成30年10月1日～制度改正により高校3年生まで
- ひとり親家庭、重度心身障がいのある方 …… 毎年7月1日

問合せ先

国保年金課（医療福祉係）

TEL：0299 - 82 - 2911（代表）